

# 日教組香川 2020.1



発行所 日教組香川教職員組合  
〒760-0008 高松市中野町15-24  
佐藤ビル1F

TEL 087-802-1640  
FAX 087-802-1642  
URL <http://www.jtu-k.com/>  
E-mail [jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp](mailto:jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp)

発行人 嶋村太伸  
毎月1日発行

# 迎春

# 2020

## 足元を照らすから一緒に踊ろう

2020年、明けましておめでとうございます。

さて、私たちの日々の長時間労働に、出口はあるのでしょうか？

昨年的一年間、「学校のブラック化」はどんどん進み、「教職員が足りない」という状況は深刻さを増しています。産休、育休、病休代替に講師がいない。香川県の採用試験の倍率も、小学校では2.6倍。さらに2度に渡る追加合格、秋募集合格者を加えると、限りなく2.0倍に近づいています。

この間、日教組香川は、日教組とともに、多忙化解消、長時間労働是正について、「給特法改正」「業務削減」「人員増」の3つの矢を放ってきました。

その結果、昨年12月4日には、「改正給特法」が成立しました。「勤務時間の上限に関するガイドライン」として、「在校等時間」上限は、月45時間、年間360時間が法的根拠のある指針になりました。そして、長期休業期間中等に「休日のまとめ取り」を行うことができるように、「一年単位の変形労働時間制」



日教組香川委員長  
嶋村 太伸

が教育職員に適用可能になりました。

このことは、ある面、月45時間「ただ働き」してもいいことになり、また、単なる変形労働時間制では、何ら長時間労働の是正にならないでしょう。

しかし、「改正給特法」成立に当たって、日教組は、衆議院、参議院で多くの附帯決議を付けさせることができました。これからは、これらを具体的なものにすることで、少しでも長時間労働が改善され、3年後以降の「給特法」抜本的見直しにつなげなければなりません。

そのためにも、組合の役割が大きくなってきます。勤務条件の変更は、労使協議事項です。日教組香川は、県、市町での方針等の策定・運用にあたって附帯決議をふまえたものとさせていくために活動をしていきます。

まだまだ学校現場は暗闇の中かもしれません。しかし、その暗闇の中で、日教組香川は、足下を照らすライトの役割を果たしていきたいと考えています。

村上春樹の『ダンス・ダンス・ダンス』の羊男は、こう言っています。

「きちんとステップを踏んで踊り続けるんだよ。そして固まってしまったものを少しずつでもいいからほぐしていくんだよ。まだ手遅れになっていないものもあるはずだ。使えるものは全部使うんだよ。ベストを尽くすんだよ。」と。

暗闇の中でも、ライトの明かりがあれば、きっと踊れるはずですよ。だから、一緒にステップを踏んで踊りませんか。夢をかなえませんか。

日教組香川は、皆さんの夢をかなえるサポートします。参加をお待ちしております。

## 応援しています！日教組香川

### インクルーシブな学校づくりをすすめよう

日本教職員組合 中央執行委員長 岡島 真砂樹

日教組香川教職員組合のみなさま、あけましておめでとうございます。

格差社会における子どもの貧困、暴力・虐待、いじめ・不登校等、子どもの命や人権が脅かされています。教職員間のハラスメント・暴行事件も起こっており、私たちは改めて自らの人権意識を問い直すとともに、すべての子どもにゆたかな学びを保障するインクルーシブな学校づくりをすすめていかなければなりません。

先の臨時国会で給特法改正案が成立しましたが、学校における長時間労働の是正は待ったなしの課題です。大幅な業務削減、定数改善など学校現場が実感できる具体的改善策を求めていかなければなりません。教材研究や授業準備の時間等、教職員の時間的・精神的なゆとりが必要不可欠です。教職員のゆとり・やりがいを取り戻すため、日教組・単組一体となつてとりくみをすすめていきましょう。

すべての子どもたちに平和で民主的な社会を引き継ぐため、憲法・子どもの権利条約の理念のもと、子ども・学校現場の実態をふまえた教育改革を求め、とりくみを強化していきましょう。



### 「働くことを軸とする安心社会」の構築を

連合香川会長 森 信夫

2020年明けましておめでとうございます。昨年も国会での不十分な議論、大臣等の暴言など安倍政権の暴走、改竄、捏造、忖度は続いています。

連合は「働くことを軸とする安心社会」の構築に向け奮闘する必要があり、教育現場での働き方改革もまだまだ改善する必要があります。山積する課題の改善に向け、結成30年を期にさらに組織の強化と拡大を展望できる一年になるよう祈念します！



### 日教組の活動が 将来の国作りにはどうしても必要

香川県平和労組会議 議長 大熊 正樹

新年あけましておめでとうございます。また、日教組香川の結成30周年をお互いに喜び合いたいと思います。

昨年の萩生田文科大臣の「身の丈」発言は教育の機会均等や公平性を失わせるもので、まさに誰のための

教育なのかが問われています。アベ政治は経済を疲弊させ、格差を助長・固定化させていますが、それは将来の人たちに責任を持たないということです。先人たちが言うように国家大系は「教育」です。

日教組の活動が将来の国作りにはどうしても必要です。10年後、20年後も末永く日教組香川の組織と運動が継続されていることを祈念し、新年と30周年のお祝いとします。



## 「人権・平和・民主主義」が 確立された社会を

部落解放同盟香川県連合会 執行委員長 和泉 義博

新年明けましておめでとうございます。

日教組香川教職員組合に結集される皆様方におかれましては、日頃より私どもの運動にご理解とご協力を頂いておりますことに対して衷心より厚く御礼申し上げます。

さて、子どもたちをとりまく状況は貧困問題、いじめ、体罰、児童虐待、自死など人権や尊厳が脅かされ、ますます深刻な状況であります。

また、教育現場での過酷な労働を強いられる教職員の方々の働き方改革は名ばかりで深刻な状況は改善されていません。

さらにはアベ政治による教育への政治的介入は、戦前・戦中教育の復古をめざして危機状況であります。

私たちは、部落差別をはじめ、あらゆる人権課題の解決をめざし、とりわけ子どもたちの生きる権利、学ぶ権利を守るとりくみに力を入れ、今後も皆様方とともに連帯して「人権・平和・民主主義」が確立された社会をめざした運動を推し進めていきます。

本年もよろしくお祝い申し上げます。ともにがんばりましょう。



## 「働き方改革」の実践を

自治労香川県本部 中央執行委員長 井出 哲夫

新春を迎えるにあたり、お慶び申し上げます。

ようやく学校現場における長時間労働の実態が問題視されています。公務労働者を取り巻く厳しい労働環境の改善に向け、「働き方改革」を実践していくことが、今求められています。

我々自治労も、自治体労働者や教職員、すべての労働者の生命と権利を守るため、更には子どもたちの輝かしい未来のために、様々な課題克服に向けて邁進していきます。

ともに頑張りましょう！



## 「人権と共生の社会の実現」をめざして

香川県人権・同和教育研究協議会 会長 奈良 博史

新年明けましておめでとうございます。

香川県人権・同和教育研究協議会は、「人権と共生の社会」の実現をめざし、「差別の現実から深く学ぶ」ことをとおして、一貫して被差別の立場に立ち、教育・保育内容の創造、地域の教育力の向上に努めています。

子どもたちの確かな未来のために、これまでの同和教育の成果と手法を生かし、人権教育・啓発の推進に、さらに取り組んでまいります。

これからも、ともにがんばりましょう。



## 説得力がある情報発信に

NPO法人香川人権研究所 理事長 喜岡 淳

新年おめでとうございます。

昨年は部落解放・人権西日本夏期講座など、香川人権研究所の諸事業へのご指導ご協力、ありがとうございました。さて香川県の調査では、啓発活動に参加して人権問題解決のために「自分も何かしたいと思った」は6%、「参加したことはない」が48%でした。

人権尊重を理念でなく日常生活の中で活かすことができる人づくりのために、香川人権研究所は今年も一層説得力のある具体的な情報発信に努める所存です。





# 12.4 「改正給特法」成立 3年後の勤務実態調査 給特法抜本見直しに道筋!

12月4日、第200回臨時国会、参議院本会議で、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（「改正給特法」）案」が可決、成立しました。

今回の「改正給特法」はポイントは、

- 「勤務時間の上限に関するガイドライン」（「上限ガイドライン」）を法的根拠のある指針にし、「時間外勤務時間」上限は月45時間、年間360時間、タイムカードやICT等による客観的な勤務時間管理のもとでの遵守
- 長期休業期間中等に「休日のまとめ取り」を行うことができるように「一年単位の変形労働時間制」を教育職員

に適用可能です。

さらに、今回の「改正給特法」成立に当たっては、衆議院、参議院で多くの附帯決議が付されました。

今後、日教組香川は、日教組方針に則り、県、市町での方針等の策定・運用にあたって附帯決議をふまえたものとさせていく必要があります。

この1月号では、今回の「改正給特法」成立に当たっての、日教組の声明と衆、参議院での付帯決議を資料として掲載します。今後の取組の詳細は2月号で展開します。

### 衆議員付帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 学校現場を取り巻く課題が複雑困難化し、教職員の長時間勤務が常態化している実態を踏まえ、教職員の働き方改革を実現するとともに教育の質を更に高めていく観点から、教職員定数の計画的な改善に努めること。また、いじめ対策や貧困による教育格差の解消など、学校が対応しなければならない新たな教育課題が増大している実態に鑑み、児童生徒に対するきめ細かで質の高い教育を実現するため、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるよう定数を確保すること。
- 二 教職員定数の計画的な改善に当たっては、小学校二年生以上においても、学級編制の標準を三十五人に引き下げるなど、平成二十三年の改正義務標準法附則第二項の趣旨の実現を期すべきこと。
- 三 特別支援教育の対象となる児童生徒数の増加や通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒への教育的な対応が求められている実態を踏まえ、特別支援教育に関する専門的な知識や技能を有する者を十分に確保するなど指導・支援体制の整備・充実に努めること。
- 四 近年その数が急増している定住外国人などの日本語指導が必要な外国人児童生徒等について、国際人権規約や児童の権利条約の趣旨を踏まえ、その希望に基づいて公立の小中学校等において受け入れ、日本語を理解使用する能力に応じて特別な指導が確実になされるよう、指導教員等の養成・確保、指導体制の整備・充実に努めること。また、地域間格差が生じないように、ICTの積極的な活用を促進するとともに、効果的な指導方法に関する情報共有等を図ること。
- 五 通級指導・日本語指導を必要とする児童生徒は、いわゆる小規模校を含む全国各地の学校に在籍していることに鑑み、教育の機会均等・全国的な水準確保と障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、全ての子どもたちに必要な教育条件を充実させる観点から、本法施行後三年から五年を経過した段階で実態を把握し、必要な見直しを行うこと。
- 六 事務職員の職務に関する規定の見直しや共同学校事務室の制度化の意義について、地方公共団体に対し周知徹底すること。その際、事務職員が一定の責任を持って主体的、積極的に学校運営に参画することにより、学校の機能強化が図られる点について理解を得よう努めること。また、事務職員が学校運営に関わる職としてその専門性を向上するための研修の企画・実施体制を充実するとともに、共同学校事務室の設

### 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案」成立に関する書記長談話

2019年12月4日  
日本教職員組合書記長 清水 秀行

本日、第200回臨時国会、参議院本会議において、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下、「改正給特法」）案」が可決、成立した。「改正給特法」は「勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「上限ガイドライン」）を法的根拠のある指針にすることや、中教審答申をふまえ長期休業期間中等に「休日のまとめ取り」を行うことができるように「一年単位の変形労働時間制」を教育職員に適用可能とさせるものである。

20年4月、「働き方改革関連法」施行により、ほとんどすべての労働者について時間外労働の上限が規制される。指針化される「上限ガイドライン」により、教員についても「時間外勤務時間」上限は月45時間、年間360時間となり、タイムカードやICT等による客観的な勤務時間管理のもとでの遵守が求められる。給特法による矛盾は残るものの「在校等時間」の記録が行政文書として公務災害認定に活用されることには意義があるが、罰則を伴わないことから「持ち帰り業務の増加」や「虚偽の報告」をさせないとりくみが必要である。さらに今国会で、文科省が答弁しているように新たな概念である「在校等時間」と勤務時間との齟齬が生じることが懸念される。給特法の早急な廃止が必至である。

「一年単位の変形労働時間制」を活用した「休日のまとめ取り」については、閑散期がなく恒常的な時間外労働を強いられる学校現場に導入できる状況とはなっていない。まずは文科省・教委等による徹底した業務削減を行うべきである。また、勤務時間は勤務労働条件であり、地公法にもとづく労使協定を経た教職員の理解と納得が重要であることは言うまでもない。

この間、日教組は日政連議員・連合等と連携し、給特法の廃止・抜本的見直しを求めるとともに法案の課題を迫りすべく国会対策を行ってきた。衆議院、さらに参議院で多くの附帯決議が付されたことは、この法案の課題の多さを示すものである。今後、文科省による省令・指針等の策定、および自治体での方針等の策定・運用にあたって附帯決議をふまえたものとさせていくことが重要である。

子どもたちのゆたかな学びを保障するために、教職員一人ひとりの生命と健康を守ることが重要である。保護者や地域、働く仲間との連携のもと、社会的対話を一層すすめて「学校の働き方改革」を確実に実現させていかなければならない。「学校を変える」、「働き方を変える」ためには、ここからが始まりである。

日教組は引き続き、教職員の長時間労働は正のため、文科省・教委、自治体による業務削減、定数改善、給特法の廃止・抜本的見直しにとりくんでいく。

以上

置が事務職員の人員削減につながるものがないよう、基本的  
に一校に一人以上の事務職員の配置を確保すること。

七 学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育む観点から、  
学校運営協議会制度については、同制度の持つ意義や成果に  
ついて周知するとともに、十分な教職員数の配置など財政措  
置も含めた方策を講ずることにより教員の更なる負担増を招  
くものがないよう留意すること。

八 地域住民等による学校との協働活動が推進され、各地域の  
子供たちがその活動を通じた学びを得ることができるよう、  
地域学校協働活動推進員をはじめとする人材の確保、地域住  
民等と学校との連携体制の整備に向けた好事例の収集・普及  
など財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。

### 参議員付帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について  
特段の配慮をすべきである。

- 一、本法第七条の指針(以下「指針」という。)において、公立  
学校の教育職員のいわゆる「超勤四項目」以外の業務の時間  
も含めた「在校等時間」の上限について位置付けること。また、  
各地方公共団体に対して、指針を参酌した上で、条例・  
規則等そのものに教育職員の在校等時間の上限時間数を定め  
るよう求めること。
- 二、服務監督権者である教育委員会及び校長は、ICT等を活  
用し客観的に在校等時間を把握するとともに、勤務時間の記  
録が公務災害認定の重要な資料となることから、公文書とし  
てその管理・保存に万全を期すこと。また、政府は、各地方  
公共団体が労働安全衛生法に基づいて、勤務時間の自己申告  
ではなく、客観的な把握ができるようにするための財政措置  
を拡充すること。
- 三、指針において在校等時間の上限を定めるに当たっては、教  
育職員がその上限時間まで勤務することを推奨するものでは  
ないこと、併せて、「児童生徒等に係る臨時的な特別な事情」  
を特例的な扱いとして指針に定める場合は、例外的かつ突発  
的な場合に限定されることについて周知徹底すること。また、  
上限時間を守らせるために、自宅等における持ち帰り業務時  
間が増加することはあってはならないこと、そもそも、持ち  
帰り業務時間を減らすことが求められることについて指針に  
明記すること。加えて、服務監督権者である教育委員会及び  
校長に対して、持ち帰り業務の縮減のために実態把握に努め  
るよう求めること。
- 四、服務監督権者である教育委員会及び校長は、教育職員の健  
康及び福祉を確保する観点から、学校規模にかかわらず、労  
働安全衛生法によるストレスチェックの完全実施に努めると  
ともに、優先すべき教育活動を見定めた上で、適正な業務量  
の設定と校務分掌の分担等を実施することにより、教育職員  
の在校等時間の縮減に取り組むこと。また、政府は、その実  
現に向け十分な支援を行うこと。
- 五、政府は、一年単位の変形労働時間制の導入が教育職員の健  
康及び福祉の確保を図り、業務縮減をした上で、学校の長期  
休業期間中等に休日を与えることを目的としていることから、  
地方公共団体がその目的に限って条例で定めることができる  
旨を文部科学省令に規定すること。
- 六、政府は、一年単位の変形労働時間制を活用した長期休業期  
間中等の休日のまとめ取り導入の前提要件として、指針に以  
下の事項を明記し、地方公共団体や学校が制度を導入する場  
合に遵守するよう、文部科学省令に規定し周知徹底すること。  
また、導入する学校がこの前提要件が遵守されているかにつ  
いて、各教育委員会が十全に確認すること。

- 1 指針における在校等時間の上限と部活動ガイドラインを  
遵守すること。
- 2 長期休業期間中等における大会を含む部活動や研修等の  
縮減を図ること。
- 3 所定の勤務時間の延長は、長期休業期間中等の業務量の  
縮減によって確実に確保できる休日の日数を考慮して、年  
度当初や学校行事等で業務量が特に多い時期に限定するこ  
と。
- 4 所定の勤務時間を通常より延長した日に、当該延長を理  
由とした授業時間や部活動等の新たな業務を付加しないこ  
とにより、在校等時間の増加を招くものがないよう留意す  
ること。なお、超勤四項目として臨時又は緊急のやむを得  
ない必要があるときに行われるものを除き、職員会議や研  
修等については、通常の所定の勤務時間内で行われるよ  
うにすること。
- 5 所定の勤務時間を縮小する日は、勤務時間の短縮ではな  
く勤務時間の割り振られない日として、長期休業期間中等  
に一定期間集中した学校閉庁日として設定できるようにす  
ること。
- 6 教育職員の終業時刻から始業時刻までの間に、一定時間  
以上の継続した休憩時間である勤務間インターバルを確保  
すること。
- 7 一年単位の変形労働時間制は、全ての教育職員に対して  
画一的に導入するのではなく、育児や介護を行う者、その  
他特別の配慮を要する者など個々の事情に応じて適用す  
ること。
- 七、一年単位の変形労働時間制を導入する場合は、連続労働日  
数原則六日以内、労働時間の上限一日十時間・一週間五十二  
時間、労働日数の上限年間二百八十日等とされている労働基  
準法施行規則の水準に沿って文部科学省令を定めること。ま  
た、対象期間及び対象期間の労働日数と労働日ごとの労働時  
間等については、事前に教育職員に明示する必要があること  
を周知徹底するとともに、一年単位の変形労働時間制の導入  
は、地方公務員法第五十五条第一項及び第九項の対象である  
ことについて、通知等による適切な指導・助言を行うこと。
- 八、政府は、本法及び本法によって定められる文部科学省令  
、指針に逸脱した運用の防止策として、教育職員からの勤務条  
件に関する措置要求や苦情処理制度とは別に、教育職員等か  
らの文部科学省や教育委員会への相談窓口を設けるよう促す  
こと。
- 九、学校における働き方改革に関する総合的な方策を取りまと  
めた平成三十一年一月の中央教育審議会答申の実現に向けて、  
国・都道府県・市区町村・地域・学校が一体となって取り組  
むこと。特に、教育委員会は、答申内容の実現を学校任せに  
せず、自らが主体となって学校における働き方改革を強力に  
推進すること。また、国及び地方公共団体は、「教員採用試  
験の倍率低下」や「教員不足」といった課題を解決するた  
めの対策に万全を期すこと。併せて、国は、抜本的な教職員定  
数の改善、サポートスタッフや部活動指導員の配置拡充をは  
じめとした環境整備のための財政的な措置を講ずること。
- 十、政府は、教育職員の負担軽減を実現する観点から、部活  
動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担  
うことについて検討を行い、早期に実現すること。
- 十一、教育職員の崇高な使命と職責の重要性に鑑み、教職に優  
秀な人材を確保する観点から、人材確保法の理念に沿った教  
育職員の処遇の改善を図ること。
- 十二、三年後を目途に教育職員の勤務実態調査を行った上で、  
本法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向け  
た検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。  
右決議する。

# 付帯決議を学校現場に生かそう



# 教育実践講座 II

## 楽しい宿題⑩

石原清貴(元小学校教員)

### 1 「割合を見つけよう」という宿題

5年生は3学期になると直ぐに「割合」の勉強が始まります。そこで、割合の勉強に入った途中や終わった後で「割合を見つけようという」宿題をお勧めします。この宿題は子どもたちが生活の中から割合に関する文章やキャッチコピー、成分表示等を見つけてくるという宿題で、1つでも2つでももっとたくさんでもいいという宿題です。

こういった宿題は課題解決でもなければ、訓練でもなく単に探すだけの宿題です。こういった探すだけの宿題というのは、自然と親子の間で相談が出来ると言うことです。子どもたちは宿題が出来なかつたり・分からなかつたりすることを親に知られるのをいやがります。しかしこういった宿題だと、「%の付いた広告や値札とか家にないかな？」と普通に話せます。また、そのことを巡って「このジュース、果汁10%未満って書いてあるけど、どういうこと?」「ひょっとしたら1%でも10%未満っていえるやん」「これっておかしいのと違う?」などの会話が生まれます。

実は%・歩合は世の中にあふれかえっているのです。



ちょっとその例を挙げてみましょう。

これは、新聞や広告等から集めてきた見出しや広告内容の一部です。ちょっと探ただけでこれだけの割合を使った表記を見つけることが出来ます。一番多いのは新聞の経済欄です。しかし、例えば消費者物価とかの専門用語は子どもには難しいかもしれません。むしろ、早明浦ダムの貯水率なんかは子どもも親も関心があるかもしれません。(香川県特有)

ただ、最近は新聞を定期購入しない家庭が増えてきたので、新聞から%や歩合を探す宿題ではなく「身の回りから%歩合を探そう」という課題にした方がいいかもしれません。

こういった宿題の効能は、他にもあります。それは社会に対する関心を向けさせるという事です。例えば「介護施設労働者20代は一割」という記事から様々な問題を知る事が出来ます。(社会科の勉強)

### 2 「割合さいころで割合の計算練習を」

割合さいころというのは以前にも紹介しましたが、割合計算の習熟にはもってこいの教具です。作り方もとても簡単、100均の工作コーナーに3cm角の立方体木材が8個100円で売られています。



石原清貴氏

その立方体サイコロに100から600までの数字を各面に書き込み、それを2組作ります。次に倍を表す図を書いたサイコロと%や歩合を書いたサイコロを作ります。



(色をつけたものを使っています。これは紙に書いた物を貼り付けています。)

#### 使い方1 (・倍するといくら)



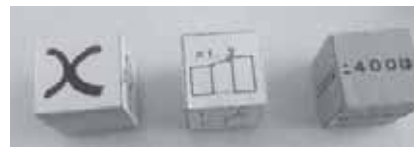
数字サイコロと倍の図サイコロを投げ、大きな数字になった方が勝ちというゲームをします。

#### 使い方2 (・何倍した?)



数字サイコロ二つを投げ、○○は○○の何倍かを計算して倍が大きい方が勝ちというゲームです。サイコロの数字の横に「は」と「の」を入れると比べる量と基にする量の区別が付きます。

#### 使い方3 (元の数はいくつ)



数字サイコロと倍の図サイコロを投げXの○倍が○○を計算してXをもとめる計算をします。

これですっきりと割合の計算が出来るようになります。授業でやってみてください。

# 気軽におしゃべり、 JTU-カフェ開催中

相談には  
臨床心理士が  
あたります

2020年1月16日(木) 18:30~20:00  
日教組香川事務所(高松市中野町15-24 佐藤ビル1F)

相談ごとなどありましたら、お気軽にお越しください。飲み物とお菓子を用意しています。電話やファックスでの相談もできます。なお、日教組香川組合員で無い方も歓迎です。ただし、その場合、お茶代500円をいただきます。

## 職場での悩みごとなどお気軽にご相談ください

## 教職員共済生協の 総合共済

なら、業務中に起こった  
賠償事故も補償します!

総合共済は月掛金**900円** 契約期間5年で、実質月掛金は500円になります

### 給食費を賠償

運動会が悪天候により延期され、平日開催となった。そのため開催日の給食を止める連絡を給食センターにするべきところ担当者が失念。外部委託の給食センターに賠償。

総合共済からの  
お支払い事例

約 100,000 円

### 部活中の事故

部活でサッカーの練習中、生徒が蹴ったボールが塀とフェンスの隙間から外部へ飛び出し通行中の自動車に損害を与えた。契約者がサッカー部の顧問として練習に立会い指導中の事故。

総合共済からの  
お支払い事例

約 250,000 円

厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 東四国事業所

〒760-0004 高松市西宝町2丁目6-40 香川県教育

電話0120-27-8140 FAX0800-200-2207

## カナリア通信

行動するのは

◆昨年、映像が伝えたのは、崩壊する氷河や燃え上がる木々、広がる濁流と流れ去っていく平穏な日常だった。これまでの常識では考えられないことが続いている◆今の「豊かな」生活を維持するためには、化石燃料を燃やす方法がないという話が報道される。温暖化への警告を伝えるニュースも流れてくる◆何を信じて、どう行動するか◆新しい年、一説では地球温暖化は暴走化の寸前らしい◆行動するのは、今しかないのだろう◆自分にできることがあるのか。何をすればいいのか。さっぱりわからないけれど、ジタバタするしかない◆大したことはできないけれど、せめて自分のことくらい自分で決めよう◆行動するのは私自身なのだから。





2 / 9  
日曜日

**時間** ▶ 13:30～16:30(受付は13:00)  
**会場** ▶ 香川部落解放・人権啓発センター  
 香川県丸亀市川西町南715-1 ☎ 0877-58-6868  
**参加費** ▶ 500円 (駐車場あり)  
 (日教組香川教職員組合員は無料)



**講演**

あなたの身近にもいるLGBT  
 ～男女やLGBTだけじゃない！  
 性のあり方は十人十色～



(14:15～15:45)  
**講師**: 井上 鈴佳さん  
 (元 養護教諭)

平成元年生まれ。大阪教育大学教育学部養護教諭養成課程卒業後、中学校・高等学校の保健室で勤務。『男の人が好き』という男子生徒との出会いにより、自身のそれまでの周囲との恋愛観のずれへの疑問が解け、レズビアンであることに気づく。  
 現在は同性のパートナーとの結婚・同居をめざし、より多くの人が多様性を認め合い、誰もが自分らしく自信を持って生きることが出来る社会の一端を担おうと、大阪府内の教職員研修会で講演活動を行う他、小中学校におけるLGBT教育の参観と授業後の討議会へも参加している。  
 また、近年は教職員研修会や子どもたちへの特別授業など、LGBTと性の多様性に関する出張授業を精力的に行っている。

**映画上映**



(13:35～14:00) - あらすじ -  
 とある高校2年生のクラス。ある日唐突に『LGBTについて』の授業が行われた。しかし他のクラスではその授業は行われておらず、生徒たちに疑問が生じる。「うちのクラスにLGBTの人がいるんじゃないか？」生徒らの日常に波紋が広がっていき…思春期ならではの心の葛藤が 起こした行動とは…？  
 (映画公式サイトより)

**ディスカッション**

(15:45～16:25)  
 講演の感想  
 質疑応答  
 意見交換  
 など

**主催**  
 日教組香川教職員組合  
**共催**  
 プラウド香川  
**後援**  
 香川県臨床心理士会  
 部落解放同盟香川県連合会  
 NPO法人香川人権研究所  
 香川県人権・同和教育研究協議会  
 高知教職員組合  
 徳島県教職員組合  
 愛媛教職員組合  
 岡山県教職員組合

お申込み・お問い合わせ

日教組香川教職員組合

☎ 0120-27-5925 <http://www.jtu-k.com/>